

湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱に係る補助対象等の拡充について

1 現状について

地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の補強工事に要する費用の一部を補助することを目的とし、昭和56年5月31日以前の木造住宅（旧耐震基準）を補助対象として、平成21年に湯河原町木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（町補助金交付要綱）を制定し、財源として国及び県の補助金を活用しながら、毎年度予算を計上しております。

町補助金の交付実績につきまして、平成28年度までは実績がありましたが、近年では耐震診断の補助を1件交付した状況となっております。減少の要因の一つとして、平成12年5月31日以前の木造住宅（新耐震基準）が補助対象外となっていることが考えられ、この新耐震基準においては、熊本地震や能登半島地震にて被害が出ている状況です。

2 町補助金交付要綱の改正について（案）

令和7年4月1日から県補助金の補助対象が、新耐震基準までに拡充されることから、町補助金交付要綱につきましても、県補助金と同様に補助対象の拡充をしたいと考えております。

なお、町補助額の見直しにつきましては、国及び県の動向を踏まえ、今後、検討したいと考えております。

参 考

1 現在の町補助額

- (1) 耐震診断 耐震診断に要する費用の1/2（上限5万円）
- (2) 補強設計 補強設計に要する費用の1/2（上限10万円）
- (3) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の1/2（上限35万円）
（現場監理費上限5万円を含む）

2 町補助金交付実績

	平成21年度～平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
耐震診断	16件	0件	0件	0件	1件	0件
補強設計	9件	0件	0件	0件	0件	0件
耐震改修工事	8件	0件	0件	0件	0件	0件